

公共工事代金債権信託（コントラスト）制度について

— 工事請負代金債権の譲渡を活用した資金調達方法 —

川崎市では、本市と工事請負契約を締結している中小企業者等の資金調達の円滑化を図ることを目的として、平成29年4月から公共工事代金債権信託（コントラスト）制度を導入しました。

1 制度概要

本市と工事請負契約を締結している受注者が、市の承諾を得て、当該未完成工事の工事請負代金債権をきらぼし銀行（旧 新銀行東京）に譲渡することにより、同行から資金を調達することができる制度です。

2 対象工事

- (1) 工事請負金額が1,000万円以上（申請日時点での金額となります。金額に変更があった場合は変更後の金額とします。）であること。
- (2) 申請日時点において、残工期が2週間以上あること。
- (3) 本市工事請負契約約款第47条第1項各号（契約解除発生事由）に該当しないこと。
- (4) 一切の債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、本市工事請負契約約款第6条第1項ただし書きを適用しない契約案件でないこと。

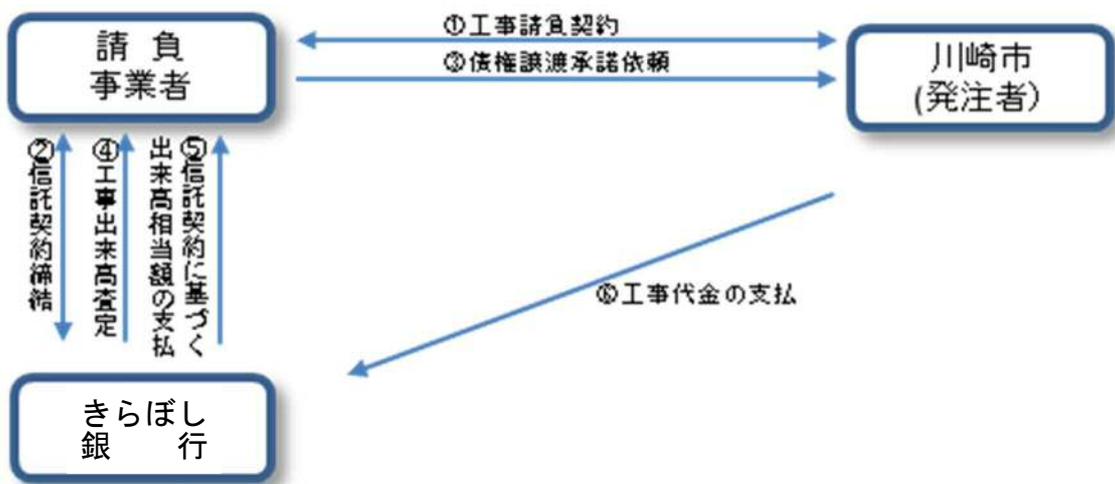
3 利用ができる事業者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者であること。
- (2) 中小企業者以外のものであって、当該工事の履行に関し、下請負人等である中小企業者に対する支払計画があること。
- (3) 破産法による破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 会社更生法による会社更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 民事再生法による再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 会社法による特別精算開始の申立てをしていないこと。
- (7) 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- (8) その他債務の弁済が不可能な状態でないこと。

4 工事請負代金債権の譲受人

株式会社 きらぼし銀行となります。

5 手続の流れ



- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| ①工事請負契約 | 建設事業者から川崎市に対する工事代金債権が発生 |
| ②信託契約締結 | 建設事業者からきらぼし銀行に工事代金債権を信託 |
| ③債権譲渡承諾 | 建設事業者・きらぼし銀行から川崎市へ債権譲渡を申請、川崎市から両者へ承諾 |
| ④工事出来高査定 | きらぼし銀行が委託する査定事業者が工事出来高を査定 |
| ⑤出来高相当額支払 | きらぼし銀行は信託契約に基づく出来高相当の額を建設事業者へ支払う。 |
| ⑥工事代金の支払 | 竣工後、川崎市はきらぼし銀行に工事請負代金を支払う。 |

6 制度利用申請時の本市への提出書類

- | | |
|--|----|
| (1) 債権譲渡承諾依頼書 (第1号様式) | 1通 |
| (2) 公共工事代金債権信託契約書の写し | 1通 |
| (3) 債権譲受人 (きらぼし銀行) の印鑑証明書 (原本)
(発行日から3ヵ月以内のもの) | 1通 |
| (4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保する工事で、当該約款により
保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は承諾が分かる書面 | 1通 |
| (5) 下請負人等に対する支払計画書 (第3号様式)
(受注者 (申請者) が中小企業者以外のものである場合) | 1通 |

7 その他 留意事項

公共工事代金債権信託 (コントラスト) 制度を利用する場合、**事前に株式会社きらぼし銀行と当該制度に係る信託契約を締結することが前提**となります。当該信託契約に係る手続や費用等については、株式会社 きらぼし銀行へお問合せください。

<お問合せ先> 株式会社 きらぼし銀行 信託事業部 電話 03-6447-5870

(受付時間 午前9時から午後5時まで 銀行窓口休業日を除く)

【担当・連絡先】

川崎市財政局資産管理部契約課
電話 044-200-2098,2101